

区営住宅入居者オンライン募集のご案内

区営住宅とは、住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な使用料でお貸しする住宅です。民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、この募集案内をよく読んだうえでお申込みください。

募集住宅 (※住宅の詳細は、[4ページ](#)を参照してください。)

八雲五丁目アパート 家族向け(3DK) : 3戸
東が丘一丁目アパート 家族向け(3DK) : 1戸

※今回の募集住宅は、単身での申込みはできません。

申込期間 令和8年5月22日(金)～6月5日(金)

抽せん日 令和8年7月7日(火)

(会場:目黒区総合庁舎地下1階 建築調整室)

※抽せん結果のお知らせは令和8年7月16日(木)に配信予定です。

【注意】

- 申込は、オンラインのみです。(紙のパンフレットの配布は行いません。)
- 申込は、一世帯につき一件です。
- 申し込み後の変更・訂正はできません。

【問い合わせ先】

目黒区「公営住宅の窓口」 指定管理者 株式会社東急コミュニティー
〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15目黒区総合庁舎 別館6階
電話 03(3715)1871(平日8:30～17:00 土日祝休)

もくじ

1 申込みから入居までの流れ……[3ページ](#)

- 1 申込みから抽せんまで……[3](#)
- 2 資格審査から入居まで ……[3](#)

2 募集する住宅……[4ページ](#)

3 入居資格……[5ページ](#)

- 1 目黒区に1年以上
居住していること……[5](#)
- 2 同居親族がいること……[5](#)
- 3 住宅に困っていること……[5](#)
- 4 世帯の所得金額が
所得基準内であること……[6](#)
- 5 申込者(同居予定者を含む)
が暴力団員でないこと……[7](#)

4 所得金額の計算方法……[8ページ](#)

- 1 まず所得の種類を
確かめましょう……[8](#)
- 2-1 給与所得の方……[8](#)
- 2-2 事業等所得の方……[10](#)
- 2-3 年金を受けている方……[11](#)
- 3 特別控除について……[12](#)

5 抽せん方法と優遇抽せんについて……[13ページ](#)

- 1 抽せん方法について……[13](#)
- 2 補欠者について……[13](#)
- 3 優遇抽せんについて……[13](#)

6 住宅について……[15ページ](#)

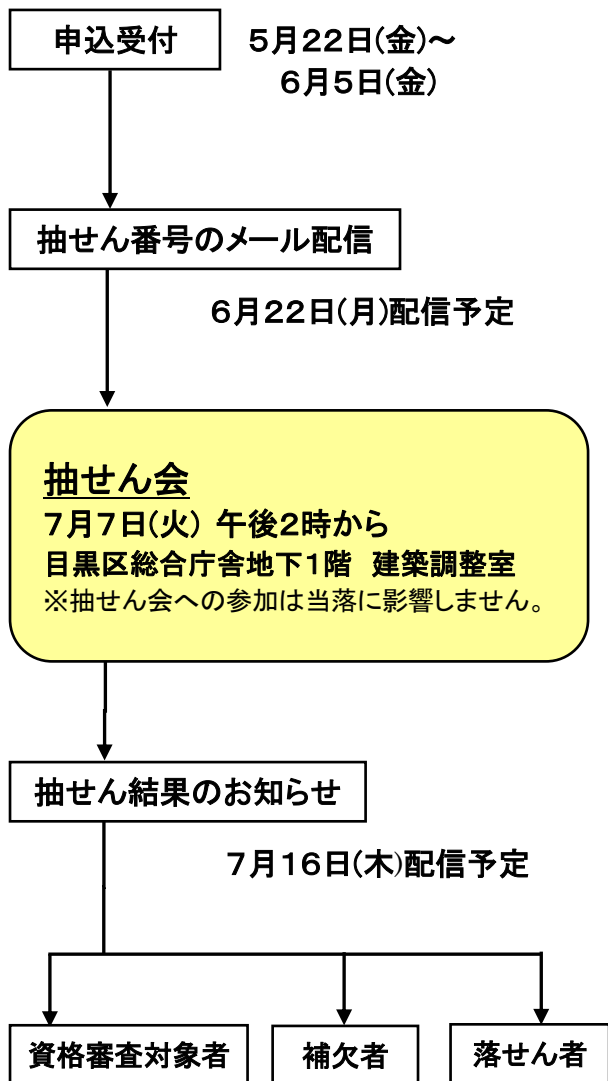
- 1 タイプの基準……[15](#)
- 2 居室内で病死等があった住戸
におけるタイプの基準……[15](#)
- 3 使用料について……[15](#)

7 入居後のご注意……[16ページ](#)

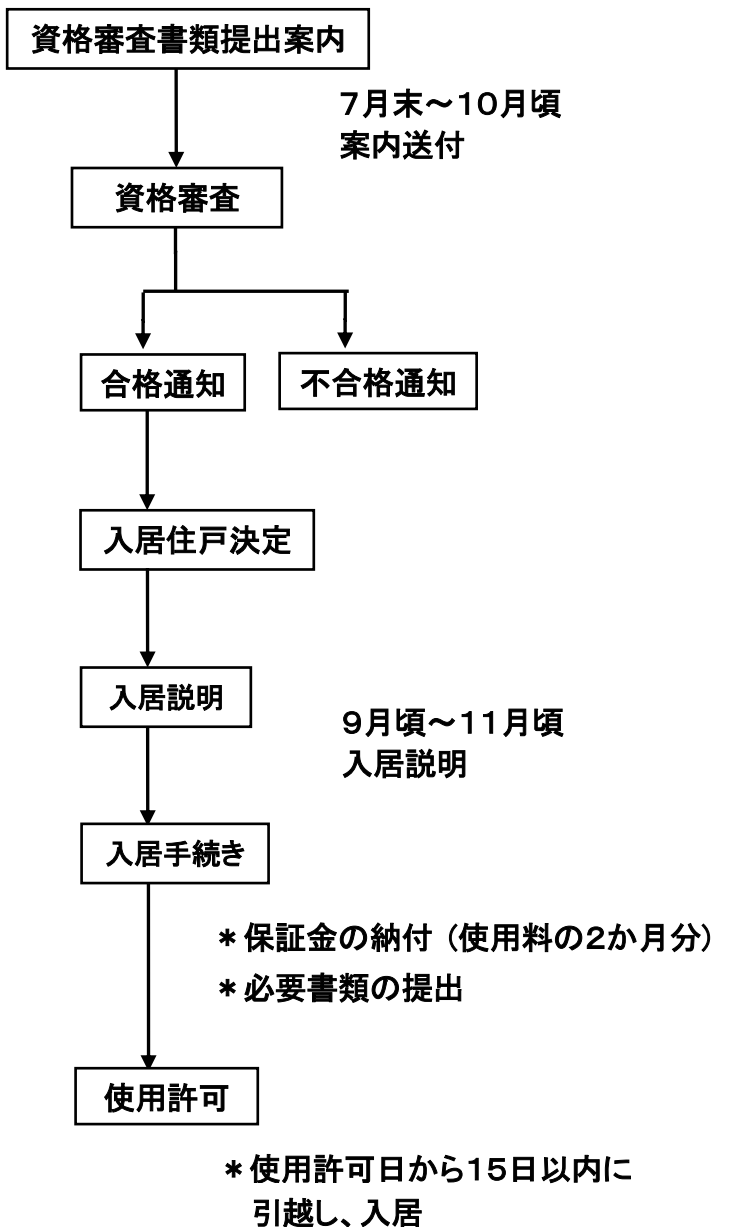
8 申請フォームの入力方法……[17ページ](#)

1 申込みから入居までの流れ

1 申込みから抽せんまで



2 資格審査から入居まで



※ 抽せん結果については個別に配信します。また、抽せん日の翌日から抽せん結果の発送日まで目黒区総合庁舎1階西ロビーに掲示します。ホームページには準備が整い次第掲載します。電話での抽せん結果のお問い合わせには、お答えできません。

※ 資格審査に合格しないと入居できません。

※ あっせんされた住戸を辞退した場合は、資格審査対象者としての資格を失います。

※ 補欠者は資格審査対象者が不合格等となった場合に繰り上げて審査を行います。不合格等がなかった際には、あっせんはありません。

2 募集する住宅

住宅名	八雲五丁目アパート		東が丘一丁目アパート
タイプ	C (居室内で病死等があった住戸)	JB (居室内で病死等があった住戸)	JC (居室内で病死等があった住戸)
申込区分	01	02	03
募集戸数	2戸	1戸	1戸
入居可能人数	3人以上	2人以上	3人以上
所在地 (交通機関)	八雲5-8-20 (バス停 東京医療センター前)		東が丘1-16-10 (バス停 東根小学校)
間取り	3DK		3DK
専用面積	55.9㎡	48.1㎡	61.5㎡
標準的使用料	31,100~61,100 (円)	26,700~52,500 (円)	36,700~72,100 (円)
エレベーター	有		有
構造階	鉄筋3階		鉄筋3階
建築年	昭和56年		昭和61年
備考	洋室にリフォーム		洋室にリフォーム

※「標準的使用料」は入居収入基準内の世帯の令和8年度の内容です。

3DK の標準的な間取り



3 入居資格 次の1～5の条件にあてはまる必要があります。

1 目黒区内に継続して1年以上居住していること

申込者本人が令和7年6月6日以前から申込みの日まで引き続き目黒区内に居住する成年者(18歳未満の既婚者を含む。)で、そのことが住民票の写しで証明できること。

※成年者(18歳以上)・・・平成20年6月6日以前生まれの方

※外国人については、特別永住者及びその配偶者または永住意思があり、在留資格を有しており、在留実績が3年以上あること。

2 同居親族がいること

(1) 申込みの日と一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。

※親族には、住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方、パートナーシップ関係の相手方を含みます。

※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません(出生、死亡等の場合を除く。)

(2) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまり、やむを得ない事情にあると判断される場合に限ります。

ア 婚約者(資格審査時までに入籍できること。)

イ パートナーシップ関係の相手方(下記(5)の要件あり。)

ウ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

エ 独立して生計を営む2親等内直系血族(申込者の父母、祖父母、子、孫)または、2親等内直系姻族(配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者)であること。ただし、入居しようとする世帯が14ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲とします。

(3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み。(現在、協議中、調停中、裁判中であり、資格審査時に離婚の成立が証明できる場合を除く。)

イ 結婚、転勤、就職、住宅が狭い(7ページの「住宅が狭い」場合の入居資格基準表にあてはまること)等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

(4) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫(または妻)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

(5) パートナーシップ関係の相手方の場合、戸籍上の配偶者がいないこと。また、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明書等を提出できること。

3 住宅に困っていること

申込者及び同居親族に、住宅または土地の所有者がいないこと、公的な住宅の名義人がいないこと。

ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

(1) 自家所有者(同居親族に自家所有者がいる場合も含む。)

ア 所有している住宅が著しく老朽化しており、区営住宅入居後1か月以内に解体でき、かつ、解体後1か月以内にそのことを証明する登記簿謄本等を提出すること。

イ 正当な理由による立ち退きの要求を受け、その住宅を処分又は撤去する必要があり、そのことを証明できる書類を提出できること。

(2) 公的な住宅の入居者

ア UR賃貸住宅(旧公団)、公社住宅、都民住宅、区民住宅にお住まいの世帯で、家賃(共益費を除く。)の負担が、申込世帯全員の年間総収入額を月額に換算した額の20%以上であること。

イ 公営住宅等にお住まいの世帯で、現在の住宅の住戸専用面積が7ページの「住宅が狭い」場合の入居資格基準表にあてはまること。

4 世帯の所得金額が所得基準内であること

申込世帯の所得金額の合計が、下記の所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
7～10ページを参考にして、あなたの世帯の所得金額を確かめてください。

【所得基準表】

あなたの世帯の家族数、家族全員の所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	区営住宅に入居する方全員の所得金額の合計	
	一般区分	特別区分
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

※家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の「一般区分」・「特別区分」とは…

「一般区分」は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。

「特別区分」は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

(1) 心身障害者を含む世帯

申込者または同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度)

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2) 60歳以上の世帯

申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。

ア 60歳以上

イ 18歳未満の児童

(3) 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

(4) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書(被爆者健康手帳ではありません。)の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること。

(5) 海外からの引揚者を含む世帯

申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

※海外からの引揚者とは、昭和20年(1945年)8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

(6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

5 申込者(同居予定者を含む)が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

【 5ページの2(3)イ・3(2)イ 】



「住宅が狭い」場合の入居資格基準表

いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積(壁芯)	いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積(壁芯)
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

※壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。

※住戸専用面積にはベランダは含みません。

4 所得金額の計算方法

1 まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

給与所得とは

給与、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

[8～9ページ 2-1](#)をご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

例えば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

[10ページ 2-2](#)をご覧ください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

[11ページ 2-3](#)をご覧ください。

★所得としないもの

- (1) 次の収入は0円とし、所得となりません。仕送り、増加恩給(これに併給される普通恩給を含む。)、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- (2) 過去に収入があっても、申込日現在、失業中の方は所得0円とします(ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。)
- (3) 現在は収入があっても、申込日以降、結婚のため、または、現在妊娠中で出産のため、令和8年5月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます(ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。)

2-1 給与所得の方(会社員・パート・アルバイト等)

(1) 現在の勤め先に就職した日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月 月		
月 月		
月 月		
月 月		
月 月		
月 月		
月 月		
月 月		
月 月		
合計	収入計	
か月	円	円

◆ 次の①②③からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

① 就職した日が令和7年1月2日～令和7年4月30日までの方
[令和7年5月から令和8年4月までの合計となります。]

収入計 + 賞与計 = 推定年収

② 就職した日が、令和7年5月1日以降の方
就職した翌月から令和8年4月までの収入額を収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

収入計 ÷ 収入のあった月数 × 12 + 賞与計 = 推定年収

③ 就職した日が最近で、まだ1か月分の給与が支給されていない方
基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。

固定的給与 × 12 = 推定年収

申込書の所得金額欄
B 区営住宅の所得金額
円

下段で計算した所得金額を記入してください。

年間総収入額

※ 就職日が月の途中の場合は、その月は除いて計算をしてください。
 ※ 交通費等の課税対象外の収入は除いてください。
 ※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。
 ※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

(2)現在の勤め先に就職した日が、令和7年1月1日以前の方

《源泉徴収票のある方》

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所 東京都目黒区 上目黒2-19-15-101	（受給者番号）		（給与所得控除後の金額）	
	（個人番号）		所得金額	
	（氏名）	目黒 太郎		Ⓐ-100,000円 ＝区営住宅の所得金額
職別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	2,386,998	1,488,800		
（源泉）控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数	控除対象扶養親族の種別	障害者の数
有	配偶者(特別) 控除の額	特定 一人	扶養親族の数	障害者の数
無		その他 一人		

(注) 収入が複数ある場合は Ⓐの合計を下表で換算

◆仕事先が1か所の場合

Ⓐ給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が**所得金額**です。この額から100,000円を差し引いた額を申込書の「区営住宅の所得金額欄」に記入してください。

◆仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票のⒶ支払金額を合計してから、下表「年間総収入額を区営住宅所得金額に換算する計算式」にあてはめて、「区営住宅の所得金額」に換算してください。

《源泉徴収票のない方》

令和7年1月から令和7年12月までの収入額(支給金額)を **8ページの2-1(1)** で計算してから(交通費、定期代などの課税対象外の収入は除く。)、下表で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち下表の「区営住宅の所得金額」に換算してください。

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

★ 年間総収入額を区営住宅所得金額に換算する計算式

年間総収入額	税法上の所得金額の計算式	区民住宅の所得金額
651,000円未満	0円	0円
651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入額 所得金額 A ()円 - 650,000円 = ()円	A - 100,000円 ()円
1,900,000円以上※ 3,604,000円未満	端数処理後の額 所得金額 A ()円 × 0.7 - 80,000円 = ()円	A - 100,000円 ()円
3,604,000円以上※ 6,600,000円未満	端数処理後の額 所得金額 A ()円 × 0.8 - 440,000円 = ()円	A - 100,000円 ()円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	端数処理後の額 所得金額 A ()円 × 0.9 - 1,100,000円 = ()円	A - 100,000円 ()円

※年間総収入額190万円以上660万未満の方は、4,000円単位で端数整理し、小数点以下切り捨てで計算してください。

※年間収入額が8,500,000円以上の場合はお問い合わせください。

2-2 事業等所得の方(自営業・外交員等)

(1)現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

①《確定申告をしている方》

令和7年分の所得税の確定申告書B

《第一表》

所得金額等	1	1	5	2	2	0	0
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12	1	5	2	2	0	0	
13							
14							

《第二表》

事業専従者に関する事項 (SP)	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除)額		
目黒 次郎	※ 個人番号は複写されません	子	18.11.10	12月		800,000		
住民税・事業税に関する事項	住	配当額	株式等譲渡	ふるさと納税等の控除	都道府県、市区町村	共同基金、日赤	都道府県	市区町村

※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合、この「専従者給与(控除)額」は、それぞれの専従者給与額を9ページの下段の計算式で所得に換算し、申込書の所得金額欄に記入してください。

申込書の所得金額

B 区営住宅の所得金額

円

※所得金額等の「合計⑫」から「総合譲渡・一時⑪」を差し引いた金額が区営住宅の所得金額となります。

②《確定申告をしていない方》・・・令和7年1月から令和7年12月までの所得金額の合計になります。
 ※下記(2)を参考に所得金額を計算してください(資格審査時には確定申告が必要となります。)

(2)現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときから月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。
 (収入金額-必要経費=所得金額)

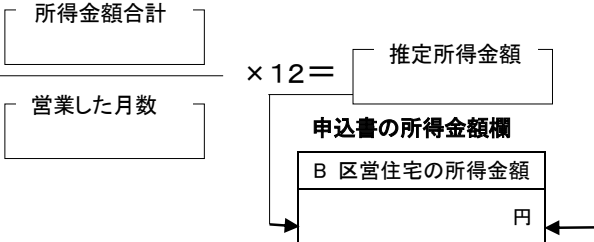
働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

◆ 次の①②からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

① 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日～令和8年4月30日までの方(令和7年5月から令和8年4月までの合計となります。)

推定所得金額

② 現在の仕事を始めた日が令和7年5月1日以降の方
 (現在の仕事を始めた翌月から令和8年4月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。)



※ 病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

2-3 年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※ 遺族年金、障害年金以外のすべての公的年金、年金基金の収入を合計し、下表の「★年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式」で計算した結果が「区営住宅の所得金額」となります。

(1) 令和6年12月以前から年金を受けていて、すべての受給額に変更がない方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所	東京都目黒区上目黒 2-19-15-201	
支払を受ける者 (フリガナ)	氏名	上目黒 一子
区分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	1 074	770
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		
本 人	障害者の数	社会保険料の額
特別障害者	特別	円
その他の障害者	その他	円
ひとり親		円
基礎		円
一般		円
老人		円
特定		円
老人		円
その他		円
障害者		円
その他		円
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族
氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名
支 払 者	法 人 番 号	支 払 金 額
所 在 地		
名 称		

申込書の所得金額

B 区営住宅の所得金額

下表「★年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式」で計算した所得金額を記入してください。2種類以上ある場合は合計してから下表で計算し記入してください。

(2) 令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などの金額を年額とし、下表で区営住宅の所得金額に換算してください。

★ 年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金合計金額の範囲	A 税法上の所得金額	B 区営住宅の所得金額 (A-100,000 円)
65歳以上 (昭和36年6月6日以前生まれ)	1,100,000 円以下	0円	0円
	1,100,001 円以上 3,300,000 円未満	年金額の合計 A 所得金額 (円) - 1,100,000 円 = (円)	A - 100,000 円 (円)
	3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年金額の合計 A 所得金額 (円) × 0.75 - 275,000 円 = (円)	A - 100,000 円 (円)
65歳未満 (昭和36年6月7日以降生まれ)	600,000 円以下	0円	0円
	600,001 円以上 1,300,000 円未満	年金額の合計 A 所得金額 (円) - 600,000 円 = (円)	A - 100,000 円 (円)
	1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年金額の合計 A 所得金額 (円) × 0.75 - 275,000 円 = (円)	A - 100,000 円 (円)

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※年金収入が4,100,000円以上の場合は、お問い合わせください。

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の所得金額欄に記入してください。

また、個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。

申込書の所得金額欄

B 区営住宅の所得金額

円

「区営住宅の所得金額」を申込書のこの欄に記入します。

3 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、(1)は申込世帯の合計所得金額から、(2)はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

(1) 申込世帯(遠隔地扶養含む)の合計所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㊦老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	
㊧特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族(配偶者を除く。)で16歳以上23歳未満の方	
㊨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	㊨の特別障害者控除を受けられる方は、㊨の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

(1)の特別控除金額の合計 万円

※ 表中の16歳以上23歳未満の方とは平成15年5月24日～平成22年6月6日生まれの方

※ 表中の65歳以上の方とは昭和36年6月6日以前生まれの方

※ 表中の70歳以上の方とは昭和31年6月6日以前生まれの方

(2) 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くことができるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㊰寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない※1方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない※1方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子※2」のいない方も当てはまります)	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額と同額のみ差し引きます。
㊱ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない※1方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得500万円以下の方 ②生計を一にする子※2を有する方	

※1 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※2 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、及び年間所得額が58万円以下であることが必要です。

(2)の特別控除金額の合計 万円

※ 「㊱ひとり親控除」に該当する方は、「㊰寡婦控除」の適用はありません。

5 抽せん方法と優遇抽せんについて

1 抽せん方法について

- (1) [4ページ](#)【募集する住宅】の申込区分番号ごとに募集戸数分の抽せんを行います。
この抽せんでは当せんした方が資格審査対象者となります。
※[14ページ](#)の優遇抽せん資格で申込みをした場合は、2つ以上当せんする可能性があります
ありますが、先に出た番号のみを当せん番号とします。
- (2) 補欠者をとる場合、(1)の抽せんでは当せんしなかった番号の中から抽せんを行います。
- (3) 合格しても特定の住戸や階数などを指定することはできません。

2 補欠者について

補欠者については、資格審査対象者が不合格等になった場合のみ、補欠順位上位の方から資格審査を行い、合格者へ住戸をあつせんします。不合格等がなかった際には、あつせんはありません。

3 優遇抽せんについて(優遇倍率:甲優遇5倍 乙優遇7倍)

優遇抽せんとは、[タイプCに申込みの方で14ページ](#)の「[優遇抽せん資格一覧表](#)」の資格要件に当てはまる方に対し、優遇倍率に応じて抽せん番号を連続して付番することにより、当せん率が高くなる方法です(一般は1つ、甲優遇は5つ、乙優遇は7つの連続した抽せん番号を付番します。)

※JBタイプ、JCタイプには優遇抽せんはありません。

(1) 優遇抽せんの申込方法

優遇抽せんに該当する方は、申請フォームの「優遇区分」の中から、該当する区分を1つだけ選び、その番号を選択してください。

2つ以上の優遇区分に該当する場合は、いずれか1つだけ選択をしてください。

甲、乙どちらにも該当する場合は、乙優遇のうち1つを選択してください。

※ 2つ以上選択をした方は、申込みが無効となります。

※ 優遇区分により当せんされた方で、資格審査の時に優遇区分の資格がないことが判明した場合は、「一般」としての申込資格がある場合でも不合格になります。

(2) 優遇抽せん資格一覧表

● 甲優遇の資格(当せん率が5倍になります。) ※抽せん番号を5つ付けて抽せんします。

優遇区分 (番号)	優遇扱いを受けられる資格
準多子世帯 (31)	申込者に18歳未満(平成20年5月24日以降の生まれ)の児童が2人いて、その児童の全員が区営住宅に入居できる世帯。
心身障害者世帯 及び 原爆被爆者 (32)	申込者本人または同居親族のうち1人が次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている軽度(5級・6級)の身体障害者。 イ 軽度の知的障害者(愛の手帳の場合は4度)もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている3級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) ウ 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者。
公害病認定患者 世帯(33)	申込者本人または同居親族のうち1人が、公害医療手帳または大気汚染にかかる健康障害者に対する医療費の助成により医療券の交付を受けている世帯。
難病患者等 世帯(34)	申込者本人または同居親族のうち1人が、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1、第3、第5に掲げる疾病、または、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方がいる世帯、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2(結核患者の医療)に基づき医療を受けており、入居予定日までに退院が可能である世帯。
DV被害者世帯 (35)	申込者本人または同居親族の1人が配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまる方。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から5年以内の方。 イ 配偶者等に対し、裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方。 * DV被害者世帯のうち、同居親族が20歳未満の子のみの場合は、ひとり親世帯とみなし乙優遇(7倍)「ひとり親世帯」に該当します。 * 「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。
犯罪被害者世帯 (36)	申込者本人または同居親族のうち1人が犯罪被害者等基本法第2条第2項の規定による犯罪被害者等であって、同法第2条第1項の規定に基づく殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかかな方で被害を被ったことが警察の証明等で確認できる方(犯罪被害を被ってから5年以内の方。)

● 乙優遇の資格(当せん率が7倍になります。) ※抽せん番号を7つ付けて抽せんします。

優遇区分 (番号)	優遇扱いを受けられる資格
ひとり親世帯 (37)	申込者本人が配偶者(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方、婚約者及びパートナーシップ関係の相手方を含む)のない方であり、同居親族が20歳未満(平成18年5月24日以降の生まれ)の子のみの世帯。
高齢者世帯 (38)	申込者本人が60歳以上(昭和41年6月6日以前生まれ)であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 配偶者(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方、婚約者及びパートナーシップ関係の相手方を含む。) イ 60歳以上の方。 ウ 18歳未満(平成20年5月24日以降の生まれ)の方。
心身障害者世帯 (39)	申込者本人または同居親族のうち1人が、次のいずれかにあてはまる世帯。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者。 イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度)。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者。
多子世帯 (40)	申込者に18歳未満(平成20年5月24日以降の生まれ)の児童が3人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できる世帯。
生活保護等 受給世帯 (41)	申込日現在、申込者本人または同居親族のうち1人が、生活保護または、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している世帯(申込者と居住を一にしていないが、同一世帯と認定された方及び修学のために世帯分離を認められた方を含む。)
小さな子ども いる世帯 (42)	申込者と同居親族に小学校就学前の児童(令和2年4月2日以降の生まれ)が2人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できる世帯。

1 タイプの基準

 今回対象の住戸

タイプ	入居可能人数	専用面積	備考
AS	1人	30㎡未満	単身世帯用
A	1人～2人	40㎡未満	
B	2人以上	40㎡～55㎡未満	
C	3人以上	55㎡以上	
D	1人～2人	55㎡未満	車いす使用者世帯向け
E	2人以上	55㎡以上	車いす使用者世帯向け
F	1人～2人	40㎡未満	障害者世帯向け
G	2人以上	40㎡～55㎡未満	障害者世帯向け

※「入居可能人数」は申込み時の人数です。

2 居室内で病死等があった住戸におけるタイプの基準

タイプ	入居可能人数	専用面積	備考
JA	1人～2人	40㎡未満	Aタイプの居室内で病死等があった住戸
JB	2人以上	40㎡～55㎡未満	Bタイプの居室内で病死等があった住戸
JC	3人以上	55㎡以上	Cタイプの居室内で病死等があった住戸
JD	1人～2人	55㎡未満	Dタイプの居室内で病死等があった住戸 (車いす使用者世帯向け)

※ 居室内で病死等があった住戸の事故内容については一切お答えできません(具体的な状況、死因等)。

※ 入居後、居室内で病死等があった住戸であることを理由に他の住戸へは変更できません。

また、使用料は一般募集住戸と変わらず、居室内で病死等があった住戸であることを理由に使用料が減額されることもありません。

3 使用料について

(1) 区営住宅の使用料の決定

ア 使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数等により決まります。

イ 入居者の所得に応じて、以下の3種類があります。

①収入基準内の入居者に対する使用料

②基準を超えた収入超過者に対する使用料

③高額所得基準を超えた高額所得者に対する使用料

ウ 各世帯の使用料は、毎年6月に提出していただく収入報告により所得を認定したうえで決定し、翌年4月から適用されます。

(2) 住宅使用料のお支払い

ア 住宅使用料のお支払いは、原則として口座振替となります。

イ 所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。

7 入居後のご注意

共益費・自治会費(公営住宅)について

- (1) 共益費は、エレベーターの保守管理費等として、毎月、区に支払っていただきます。
- (2) 自治会費は、廊下・庭などの共用部分の水道光熱費や自治会(各区営アパートの居住者で組織する団体)が住宅内排水管の維持管理(清掃含む。)、ごみ処理、草刈り等を行うための費用です。入居者には支払い義務がありますので、入居後、各アパートの自治会加入し、自治会へお支払いください。

使用承継(名義人の変更)

区営住宅入居後、使用者(名義人)が退去する場合は、同居人も退去し、住宅を返還していただきます。ただし、やむを得ない事情(使用者の死亡や離婚による転出など)があり、条例等の基準を満たしたときは、原則として配偶者(正式に同居している場合に限る。)のみ使用承継ができます。車いす使用者・障害者世帯向け住戸については、所定の要件を満たしていることが必要となります。

同居について

当初の入居者以外の方(出産、婚姻等は除く。)は、原則、同居させることはできません。

ペットの飼育等の禁止について

区営住宅では、犬・猫・鳥などのペット類の飼育および持ち込みはできません。また、敷地内でのエサやりも禁止です。

使用料等の滞納について

使用料等を滞納した場合は、住宅の明け渡し請求の対象になります。

所得金額が入居基準を超えると

所得金額が一定の基準を超えた方は、「収入超過者」、「高額所得者」に認定されます。「収入超過者」に認定された方は、住宅の明け渡しに努めなければなりません。また、「収入超過者」の使用料は、収入超過期間に応じて、一定の割増率で加算されます。さらに、「高額所得者」に認定された方は、住宅を明け渡す義務が生じます。区営住宅は低所得者のために設置された住宅なので、住み続けることはできません。

部屋の模様替えなどについて

区営住宅の入居後に、住宅の模様替え及び工作物の設置を行う場合は、あらかじめ許可を受けなければなりません。

8 申請フォームの入力方法

申込みの流れ

- ① **フォームにアクセス**
(QRコードまたは URL からアクセス)
- ② **Graffer アカウントを作成 または、メールアドレスで申請**
(画面の案内に沿って入力してください)
- ③ **必要事項を入力**
(画面の案内に沿って入力してください)
- ④ **送信して完了**(内容を確認して送信)

主な入力項目

- ✓ 氏名 ✓ 生年月日
- ✓ 世帯情報(同居予定者など)
- ✓ 所得情報(8~11 ページをご覧ください。)
- ✓ 申込区分(4 ページをご覧ください。)

入力時の注意事項

- ・メールアドレスは正確に入力してください。
- ・入力内容に誤りがあると、受付できない場合があります。
- ・申込は1回のみ行ってください。

今すぐ申込みはこちら

右の QR コードを読み取るか、
下記 URL からアクセス！

<https://ttzk.graffer.jp/megurokueijutaku/smart-apply/apply-procedure-alias/tc-meguro-bosyu>

【目黒区】令和8年5月 目黒区営住宅使用申込書

入力の状況

0%

目黒区営住宅の「【目黒区】令和8年5月 目黒区営住宅使用申込書」のオンライン申請ページです。

区営住宅の募集について

区営住宅とは、住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な使用料でお貸しする住宅です。
民間の賃貸住宅とは異なった色々な制限が設けられています。
入居者は、必要に応じて公募を実施し、抽選で決定します。

今回の募集は2026年5月分です。

お申込には所得制限等資格要件があります。詳細は
[令和8年5月 区営住宅入居者募集のご案内](#) をご覧ください。

【ご注意】

- ①募集パンフレット(P.5~7)の入居資格の条件に当てはまる必要があります。要件に該当する方は、1世帯につき区営住宅1回のみ申込可能です。重複申込は無効になります。
- ②世帯人数に応じて申込みができる区分が異なります。
- ④所得が一定の基準内であれば、申込みができません。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請



申請用 QR コード